

## 平成 18 年度市・県民税は、税制改正により以下の通り変更となります

### (1) 公的年金等控除の改正

雑所得の計算上、公的年金等の収入金額から控除される公的年金等控除額のうち、65 歳以上のかたの最低控除額が 120 万円になりました。

65 歳未満（昭和 16 年 1 月 2 日以降生まれの人）			65 歳以上（昭和 16 年 1 月 1 日以前生まれの人）		
年金収入	割合	速算控除額	年金収入	割合	速算控除額
1,300,000 円未満	—	700,000 円	3,300,000 円未満	—	1,200,000 円
1,300,000 円～4,099,999 円	75%	375,000 円	3,300,000 円～4,099,999 円	75%	375,000 円
4,100,000 円～7,699,999 円	85%	785,000 円	4,100,000 円～7,699,999 円	85%	785,000 円
7,700,000 円以上	95%	1,555,000 円	7,700,000 円以上	95%	1,555,000 円

### (2) 老年者控除の廃止

平成 18 年度から、65 歳以上の前年の合計所得金額 1000 万円以下のかたに適用されていた老年者控除が廃止になります（所得税は平成 17 年分からとなります）。

### (3) 定率減税の見直し

改正前（現行）	改正後（平成 18 年度～）
市・県民税所得割額の 15%相当額（4 万円が上限）	⇒ 市・県民税所得割額の 7.5%相当額（2 万円が上限）

### (4) 65 歳以上で前年の合計所得が 125 万円以下のかたの非課税措置廃止

今までは、65 歳以上で合計所得が 125 万円以下の人は非課税となっていました。地方税法の改正により、非課税措置が廃止され、課税されることとなります。

ただし、平成 17 年 1 月 1 日現在で 65 歳以上のかたは、以下の経過措置が適用されます。

なお、この非課税措置が廃止されても、前年の合計所得金額が非課税限度額以下（※ 1）のかたは、引き続き非課税となります。

#### 65 歳以上（合計所得金額 125 万円以下）の経過措置

区分	平成 17 年度まで	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度以降
市民税	非課税	均等割 1,000 円	均等割 2,000 円	均等割 3,000 円
		所得割 1/3 を課税	所得割 2/3 を課税	所得割 全額課税
県民税	非課税	均等割 300 円	均等割 600 円	均等割 1,000 円
		所得割 1/3 を課税	所得割 2/3 を課税	所得割 全額課税

### (5) 妻の均等割額の変更

均等割の納税義務を有する夫と生計を一にする妻で、夫とともに深谷市に住所を有するかたについては、平成 17 年度の均等割は段階措置で年額 2,000 円となっていました。平成 18 年度については以下の表の通りになります。ただし、前年の合計所得金額が非課税限度額以下（※ 1）であれば非課税となります。

	市民税均等割	県民税均等割	合計
平成 17 年度	1,500 円	500 円	2,000 円
平成 18 年度	3,000 円	1,000 円	4,000 円

※ 1 市・県民税は、均等割・所得割それぞれに非課税限度額が設けられています。前年の合計所得がこの金額以下であれば、非課税となります

	扶養している人がいない場合	扶養している人がいる場合
均等割非課税限度額	所得：28 万円（給与収入：93 万円） （年金収入：148 万円）	28 万円×（扶養人数+1）+ 17.6 万円
所得割非課税限度額	所得：35 万円（給与収入：100 万円） （給与収入：155 万円）	35 万円×（扶養人数+1）+ 35 万円

## 給与所得者の所得税事前還付説明会

確定申告に先立ち、所得税の事前還付説明会を下の日程表の通り行います。申告期間中は混雑が予想されます。給与所得者で医療費控除、住宅借入金等特別控除を受けるかたは、ぜひこの機会をご利用ください。

住宅借入金等特別控除の説明会（熊谷税務署主催）		
開催日	会場	
2月 3日(金)	午後	川本公民館（旧川本町コミュニティセンター）
2月 6日(月)	午前	花園総合支所 201 会議室
	午後	岡部公民館（旧中央公民館）
2月 8日(水)	午前・午後	深谷市産業会館

医療費控除の説明会（市民税課主催）		
開催日	該当地区	会場
2月 9日(木)	午前	深谷、藤沢、大寄、八基、豊里
	午後	幡羅、明戸、上柴
2月10日(金)	午前	岡部、川本、花園
	午後	上記の時間に来られないかた

■受付時間など  
 〈午前〉受付開始：9時30分～ 説明開始：10時～  
 〈午後〉受付開始：1時30分～ 説明開始：2時～  
 ※説明開始後の入場はご遠慮ください  
 ※申告書用紙は会場で配布します

#### 説明会当日用意していただく書類など

住宅借入金等特別控除	①平成17年分給与所得の源泉徴収票（源泉徴収税額のあるもの） ②住民票の写し（平成18年1月1日以降のもの） ③家屋（土地など）の登記簿謄本（抄本） ④家屋（土地など）の取得価額、増改築などの工事費用が明らかになるもの（売買契約書・請負契約書などの写し） ⑤住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（借入先から交付されるものです） ⑥増改築のかたのみ、建築確認通知書の写し、検査済証の写し、または、建築士から交付を受けた「増改築等工事証明書」 ⑦ボールペン、電卓、印章
医療費控除	①平成17年分給与所得の源泉徴収票（源泉徴収税額のあるもの） ②医療費の領収書（原本） ③保険金などで補てんされる金額がわかる書類 ④ボールペン、電卓、印章

※詳しくはリーフレット（所得税の還付申告説明会のご案内）をご覧ください

#### 税務署の署外会場の開設（確定申告受付窓口）

給与所得、年金等雑所得、配当所得、一時所得に関する申告相談と申告書の作成指導を行い、申告書の提出ができます。また、会場ではタッチパネル（パソコン入力）による申告書の作成もできます。

受付期間	2月13日(月)～3月10日(金)（ただし、土・日曜日は除く）
受付時間	午前9時30分～午後3時30分（ただし、正午～午後1時の間は除く）
会場	深谷コミュニティセンター第1会議室（2階）
対象者	① 給与所得者のかたで医療費控除や住宅借入金等特別控除の申告をされるかた
	② 平成17年中に中途退職されたかたなど年末調整がお済みでないかた
	③ 公的年金などを受給しているかた
	④ 給与・雑・配当・一時所得だけのかた

※事業所得、譲渡所得、不動産所得などのあるかたは、熊谷税務署へ  
 ※この会場は、熊谷税務署の署外会場として熊谷税務署と税理士会熊谷支部との共催で開設するものです

#### 税理士による還付申告無料相談

2月1日(水)～15日(水)（土・日・祝日は除く）までの間、税理士事務所において、所得金額が300万円以下の給与所得者および年金受給者のかたの還付申告相談と申告書の作成指導を無料で行います。 (1)年金を受けているかた (2)給与所得で医療費控除を受けようとするかた (3)年の途中で退職、就職されたかたは、事務局（☎521-3312）または最寄りの税理士事務所へ事前に電話連絡の上、ご利用ください。
---

#### 熊谷税務署からのお知らせ（日曜開庁と郵送について）

確定申告は、平日（月～金曜日）のほか、2月19日・26日の2日間（ともに日曜日）に限り、熊谷税務署会場で申告の相談・申告書の受け付けを行います。また、会場内、駐車場ともに混雑が予想されますので、なるべく早めにお越しください。また、お車でお越しはご遠慮ください。  
 なお、申告書を自書記載され、必要な証明書などを添付してある確定申告書は、税務署まで郵送で申告することもできます。問い合わせ先・送付先は次の通りです。  
 ○熊谷税務署 ☎360-8620 熊谷市仲町41番地（☎521-2905）